

小田原市立久野小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

平成30年5月14日改訂

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめ防止等に関する基本的な考え方

◇いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、“児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）”であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

◇いじめに対する基本認識

いじめは、全ての児童にかかわる問題であり、社会全体で取り組むべき大人全員の課題であることから、児童も教職員も次のような基本認識を持って問題に向き合う必要がある。

- いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者と加害者になりえる。
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた学級等の所属集団の構造上の問題である。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃から多くの大人の目で子どもを見守ることが必要。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもある。

(2) いじめ対策の基本理念

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通認識をもち、児童と教職員がともに当事者意識をもっていじめ防止に取り組む。

- 「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を共有する。そして、すべての児童がいじめを行わず、児童も教職員もいじめを放置することがないよう取り組む。
- 教職員はあらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを児童に伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組む。

- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、児童の周りにいる教職員が、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、児童に関わるすべての大人がいじめを正しく理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組む。
- すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組む。
- いじめを生まない土壌を作るために、互いの存在を認め合う居場所作りと、心の通う絆作りにつながるような集団作りを進めていく。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止

- 学校では、児童の発達段階に応じ、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、「いのちを大切に作る心」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育む。
- 教育活動全体を通して、子どもたち一人ひとりに豊かな情操や道徳心と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の育成に努める。
- 児童を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む。
- 「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、児童が自分たちにできることを考え議論し、行動できるよう指導・支援する。また、いじめの傍観者にならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させる。
- 特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。特に配慮が必要な児童とは、「発達障がいを含む障がいのある児童」「海外から帰国した児童や外国人の児童、外国につながる児童」「性同一障害に係る児童や性的マイノリティーとされる児童」「東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童」をいう。
- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できることが重要である。そのため、家庭や地域において、家族や大人たちとのふれあう機会を充実させる一方、教職員を含めた大人たちは子どもたちの育ちに関心を持ち支えていく姿勢を示すことが必要である。

これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組んでいく。

そのためには、体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや

集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取組を進めていく。日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進していく。

また、教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。

さらに、インターネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を推進し、児童の意識向上を図るとともに、保護者への啓発に努める。

また、震災児童について見守りや実態把握に努めるとともに、心のケアなど必要な支援を行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

- 教職員は、「いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努める。
- 児童の小さな変化やサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために校内研修等を実施する。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 定期的なアンケート調査や個人面談を実施するなど、常に児童の状況を把握するとともに、困ったときに相談しやすい仕組みや環境、雰囲気作りに努め、いじめの疑いや児童からの相談に迅速且つ真摯に対応する。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進める。

(3) いじめの早期解決のための取組

- いじめの疑いや、発見・通報を受けたときには特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりすることがないように、組織として速やかに事実確認や対応方針の決定を行う。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身及び財産等の被害を避けるため、また、「インターネット上のいじめ」について、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応(書き込み等の削除を依頼する等)する。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図る。

- いじめを受けた児童の安全確保を、いじめが解消するまで図るとともに、いじめを受けた児童・保護者の苦しみや辛さを受け止め、*解消*に向けた対応や心のケア等の支援を行う。
- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、毅然と指導する。なお、いじめられた児童の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- いじめを受けた児童やいじめを行った児童だけでなく、全ての児童に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導する。
- 学級担任は、学級の中でいじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導する。
- 当該学校の児童がいじめを受けているとの通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者である市教育委員会に報告する。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と教育委員会の間で情報を共有し、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取り組む。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断することはできない。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努める。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及び保護者、また、いじめを行った児童及び保護者への継続的な指導・支援等を行う。いじめが解消している状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3ヶ月を目安に継続していること。ただし、いじめ被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
 - ②いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。
- 教職員は学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱う

とともに、いじめの対応にあたっては、児童の個人情報の取り扱い等プライバシーに十分配慮して適切に対応する。

3 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び具体的な取組

(1) 組織の設置

いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設する。

この組織は、児童指導の根幹に位置付く組織であり、いじめについては特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。設置にあたっては、各学校の実情を踏まえ、児童指導上の課題に対応する既存の組織を活用することも可能です。その場合、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加するなど、各学校において配慮することとする。また、この組織がいじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにする。

(2) 組織の構成員

管理職や総括教諭、児童指導担当教員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成する。また、対応する事案の内容に応じて学級担任や教科担当、第三者も構成員に追加等するなど、柔軟な組織運営を図ることとする。

なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを児童及び保護者に積極的に伝える取組を行うものとする。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担う。主な役割は、次のとおりとする。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

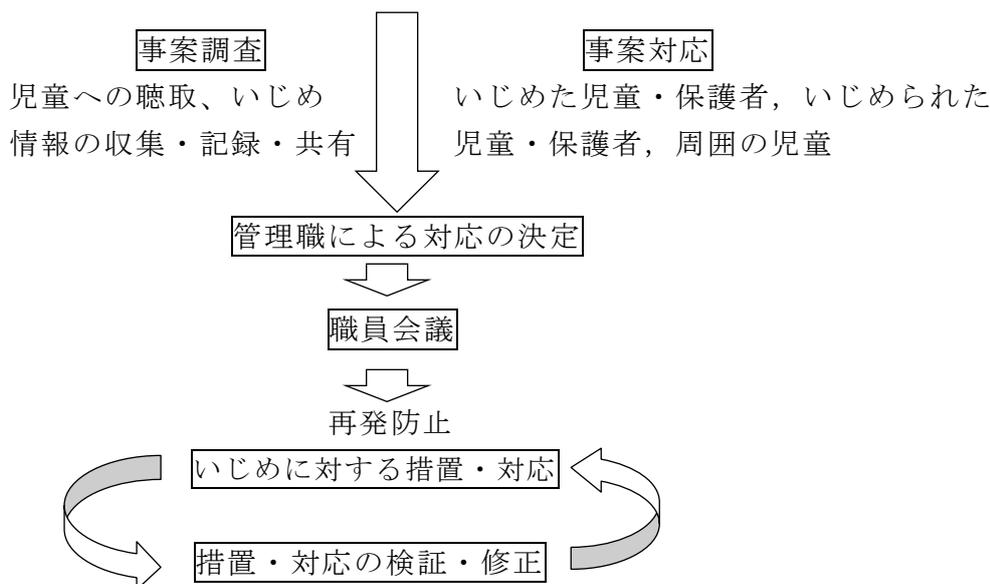
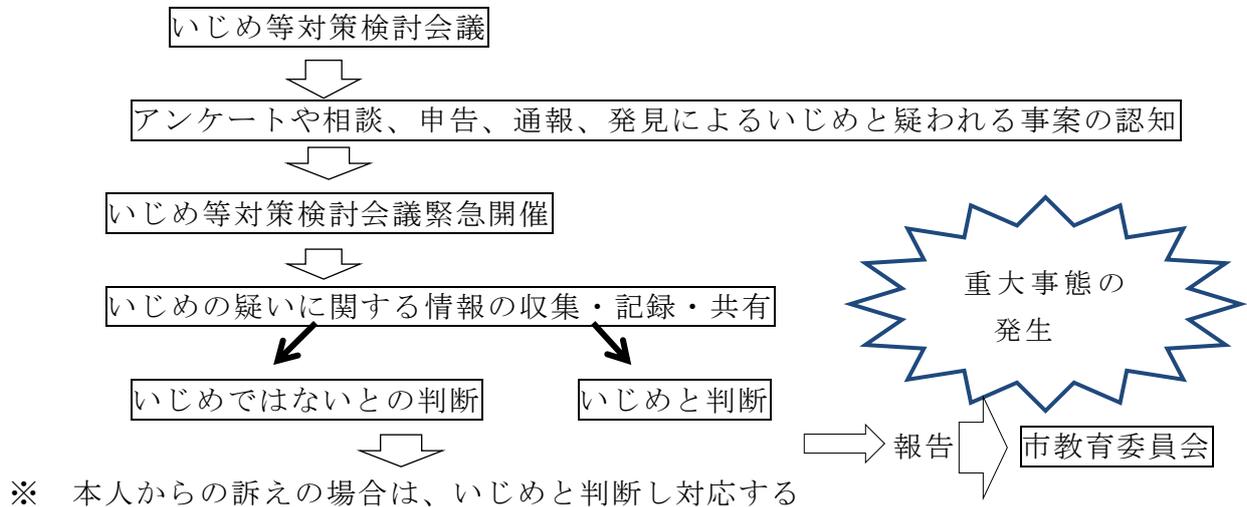
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

(4) 年間計画 (別紙資料1 「いじめ防止指導等年間計画」)

(5) その他

・ 学校いじめ基本方針に基づく取組 (いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施) については、学校運営協議会での議題としたり、学校評価の項目として設定したりするなど、その改善に努める。

(6) いじめ事案への対応フロー図



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、警察に相談・通報し連携する。

小田原警察署生活安全課 少年係

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原警察署内 電話 3 2 - 0 1 1 0

神奈川県警察本部少年相談・保護センター 県西方面事務所

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原合同庁舎 2 階 電話 3 2 - 7 3 5 8

小田原児童相談所

小田原市荻窪 3 5 0 - 1 小田原合同庁舎 2 階 電話 3 2 - 8 0 0 0

小田原市青少年相談センター

小田原市城山 4 - 2 - 1 1 電話 2 3 - 1 4 8 2

小田原市教育委員会 教育指導課 相談電話

小田原市荻窪 3 0 0 小田原市役所 5 階 電話 3 3 - 1 7 2 9

小田原市教育委員会 教育指導課 指導係 電話 3 3 - 1 6 8 4

4 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 2 9 年 3 月文部科学省）」により適正に対応する。

児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たる。

(1) 重大事態の定義

①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

②いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 3 0 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに市教育委員会へ報告する。

(3) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

学校がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行う。情報提供を行うにあたっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮する。

なお、調査のために実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童やその保護者に提供する場合もあることを調査に先立ち、在校生や保護者に説明する。